

農薬販売者の手引き (詳細版)

令和3年12月
岐阜県病害虫防除所

目次

第 1	農薬の販売にあたって	1
第 2	農薬の取扱い	7
第 3	農薬の安全・適正使用について	10
第 4	農薬管理指導士	12
第 5	農薬をめぐる最近の情勢	13
資料編		17

○農薬販売に関する事務取扱行政機関

○農薬販売の届出に係る様式

農薬販売届	様式第 1 号
農薬販売届（変更）	様式第 1 号の 2
農薬販売届（廃止）	様式第 1 号の 3
農薬販売 添付書	様式第 2 号

○農薬受払帳の参考様式

○岐阜県農薬安全使用に係る指針

第1 農薬の販売にあたって

1 届出

農薬取締行政の基本は、農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保することにあります。

農薬販売者は、定められた様式（様式第1号）により、販売所ごとに都道府県知事に届出が義務づけられています。

なお、本県では届出後に、各販売所に「農薬販売届出済証」が発行されます。

○届出に必要な書類一覧（提出先：病虫害防除所）

届出の種類		様式 第1号	様式 第1号 の2	様式 第1号 の3	様式 第2号 (添付書)	旧届出 済証	届出時期 ※1
新規	・販売を開始	○			○		開始日まで
	・販売所の増設	○			○		
変更	・申請者（代表者） の氏名 ※2						2週間以内
	・申請者（代表者） の住所		○		(○) ※3	○ ※4	
廃止	・販売所の名称						
	・販売所の住所						
廃止	・販売の中止						○ ※4
	・会社統合など別法人となる場合			○			
	・個人→法人に替わる場合 ※5						

※1：届出が遅れた場合は、遅延理由書（様式自由）を添付すること。

※2：個人商店において代表者が替わる場合は、旧代表者名で廃止届を提出したのち、新代表者名で新規届を行うこと。

※3：住所および販売に関する内容に変更が生じた場合に添付すること。

※4：旧農薬届出済証の原本を紛失した場合は、届出済証紛失届（様式自由）を添付すること。

※5：個人から法人となる場合は、個人で廃止届を行った後、法人として新規届を行うこと。

2 届出様式の記載要領等

届出にあたっては、以下の事項に従って所定の様式に記入し、正本1部を病虫害防除所まで提出してください。

提出先		提出方法
岐阜・西濃・中濃・東濃地域	飛騨地域	
岐阜県病虫害防除所(本所) 〒501-1152 岐阜市又丸 729-1 農業技術センター内 TEL (058) 239-3161(直) (飛騨地域の届出も受け付けます)	岐阜県病虫害防除所飛騨支所 〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 TEL (0577) 33-1111(代)	郵送 または 持参

(1) 農薬販売届（新規および販売所の増設）（様式第1号および様式第2号）

新規に農薬販売を開始する場合に、販売所ごとに届出を行います。また、販売所を増設した場合も新規の届出に準じます。

(ア) 申請者の住所および氏名

申請者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）、電話番号等を記入します。押印は必要ありません。

(イ) 販売を行う販売所所在地、販売所名、電話番号等を記入します。

(ウ) 農薬販売開始年月日欄に、販売を開始する年月日を記入します。

(エ) 農薬販売届添付書（様式第2号）

販売所の業務区分、農薬保管状況等を記入し、販売届に添付します。申請者の住所、氏名および販売を行う販売所名を記入し、該当項目を○で囲みます。

○新規に農薬販売を開始する場合（例）

<法人の場合>

申請者 住所	岐阜市藪田南2-1-1
氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 岐阜 太郎
(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
郵便番号	500 - 8570
電話番号	(058) 272 - 1111

<個人の場合>

申請者 住所	岐阜市藪田南2-1-1
氏名	岐阜 太郎
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
郵便番号	500 - 8570
電話番号	(058) 272 - 1111

(2) 農薬販売届（変更）（様式第1号の2）

現在、届出を行っている内容に変更があった場合に届出を行います。

(ア) 各項目については、<変更前>に(1)新規の場合と同様に記入し、変更のない項目については、<変更後>欄に「変更なし」と記入します。押印は必要ありません。

(イ) 変更の項目については、<変更前>と<変更後>を併記します。

(ウ) 発行されている農薬販売届出済証（原本）を添付します。

(エ) 販売所所在地が変更となった場合は、農薬販売届添付所（様式第2号）を添付します。

○販売所名が変更になる場合（例）

販売所所在地	<変更前>	岐阜市藪田南 2-1-1
	<変更後>	変更なし
販売所名	<変更前>	株式会社〇〇〇〇 岐阜県庁前店
	<変更後>	株式会社〇〇〇〇 岐阜支店
		郵便番号 500 - 8570
		電話番号 (058) 272 - 1111
(農薬販売届出済証番号)		
第 〇〇〇〇 号		

(3) 農薬販売届（廃止）（様式第1号の3）

農薬の販売を中止する場合に届出を行います。

(ア) 各項目については、(1) 新規の場合に準じます。

(イ) 販売を廃止した販売所所在地、販売所名、農薬販売届出済証番号等を記入します。

(ウ) 販売を廃止した年月日を記入します。

(エ) 発行されている農薬販売届出済証（原本）を添付します。

(4) 農薬販売届（再発行）

農薬販売届出済証を紛失した場合、農薬販売届（変更）（様式第1号の2）を以下のように修正し、届出済証紛失届を添付して届出を行います。

(ア) 各項目については、(2) 変更の場合に準じます。

(イ) 届出書の表題を「(変更) 再発行」と修正します。

(ウ) 変更の項目については、<変更前>欄には現在の届出内容を記入し、<変更後>欄には「変更なし」と記入します。

○再発行の場合（例） *再発行の場合は、<変更後>欄に「変更なし」と記入

農薬販売届 (変更) 再発行		
---------------------------	--	--

~

~

販売所名	<変更前>	株式会社〇〇〇〇 岐阜県庁前店
	<変更後>	変更なし

○届出済証紛失届（任意様式で、以下のことを記載して提出願います）

① 紛失理由
② 今後、紛失しないことを明記
③ 代表者名称及び代表者印の押印
④ 提出日

3 帳簿の備え付けおよび記帳

農薬販売者は、農薬取締法に基づき帳簿（受払簿）の備え付けが義務づけられています。帳簿には、全ての農薬（普通物、毒物、劇物を問わず）について、種類ごとに受入数量および払出数量を記載しなければなりません。

帳簿はその日ごとに記入し、少なくとも3年間は保存する必要があります。

農林水産省の登録農薬には、「農林水産省登録第〇〇〇〇号」と登録番号が入っています。

例：家庭用の除草剤、家庭菜園用の殺虫剤・殺菌剤、ハンドスプレー式の殺虫剤（衛生害虫用を除く）・・・など

取り扱い商品について、一度確認してください。

(1) 農薬受払帳の例

以下の様式は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法は問いません。

(例) POSシステム、パソコンの表計算ソフト、商用帳簿、大学ノートで手書き管理など

品目	スミチオン乳剤 ※1	規格	500ml	数量単位	本	コード	
----	---------------	----	-------	------	---	-----	--

月 日	受入・ 払出先	受入数量	払出数量	残高 ※2	在庫数量	備考
9.1	〇〇〇商 会(株)	10		10		
.5	売上		2	8		
.10	売上		3	5		
10.1	売上		1	4		
.2	店内で使 用*3		1	3		店内の園芸商 品に使用
.5	〇〇〇商 会(株)	7		10		
11.1					10	棚卸・倉庫保管

※1：農薬の種類・規格ごとに管理し、品目ごとに数量を把握できるようにする。

※2：品目ごとに残高数を帳簿上で管理し、実際の数量と照合する。

※3：帳簿の目的は数量管理であるため、店内での使用や無償譲渡した場合についても記録が必要。

(2) 水質汚濁性農薬の販売に関して

シマジン剤（除草剤）は、水質汚濁性農薬として指定されています。これらの農薬は譲渡先および譲渡数量を記録する必要があります。

品目	シマジン	規格	100ml	数量単位	本	コード	
----	------	----	-------	------	---	-----	--

月 日	受入・ 払出先	受入数量	払出数量	残高	在庫数量	備考
9.1	〇〇〇商 会(株)	10		10		
.5	岐阜太郎 (売上)		2	8		岐阜市〇 〇〇
.10	大垣次郎 (売上)		3	5		大垣市〇 〇〇
10.1	〇〇〇商 会(株)	5		10		

毒物、劇物の譲渡書と同様に、購入者に記入してもらっても構いません（押印は必要ありません）。

(例)	
シマジン譲受書	
譲受年月日	令和 3 年 9 月 5 日
譲受人 氏名	岐阜 太郎
住所	岐阜市藪田南 2-1-1
譲渡数量 4 袋 (400g)	

(毒物、劇物の譲受書を流用してもよい)

水質汚濁性農薬とは

一定の地域でまとまって使用すると水質を汚濁するおそれが高い農薬は、水質汚濁性農薬として指定されています。都道府県によっては、使用地域が制限されている場合があります。

現在、登録されている水質汚濁性農薬：シマジン剤（令和3年4月現在）

なお、以前指定されていた「マリックス乳剤」は、平成24年3月から販売禁止となり農薬として使用できませんのでご注意ください。

(3) 毒物、劇物に該当する農薬の販売に関して

毒物および劇物に該当する農薬の販売に関しては、毒物及び劇物取締法に基づき、以下の記録を書面で5年間保存する必要があります。

- 1) 毒物又は劇物の名称及び数量
- 2) 販売又は授与の年月日
- 3) 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地）

・業者間の取引

販売側で書面に所定事項を記入すればよい。

・使用者への販売

購入者が所定の事項を記入し、押印する。

(例)

毒物及び劇物譲受書

毒物又は劇物の名称	ネマキック液剤
譲受年月日	令和 3 年 9 月 5 日
譲受人	氏名 岐阜 太郎
	住所 岐阜市藪田南 2-1-1
	職業 農業従事者
譲受数量	4 本 (500mL)



第2 農薬の取扱い

1 農薬取締法による農薬の定義

農薬取締法において「農薬」とは、以下のように定義されています。

第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物※1（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫※2」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤※3（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

※1：人が栽培している植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理状況は問わない。一般の農作物、観賞用の植物、ゴルフ場や公園の芝、街路樹のほか、肥培管理のほとんど行われていない山林樹木なども該当する。

※2：病菌、害虫、鳥獣、雑草などが含まれる。農作物に害を与えない不快害虫、衛生害虫は含まない。

※3：展着剤など。

2 無登録農薬の取扱いの禁止

農薬販売者および使用者は、登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）など、法令で規定された表示が、その容器または包装になされている登録農薬を取り扱わなければなりません。

登録農薬は、農作物、人畜などに対する影響について厳正な検査が行われ、あらゆる面からその安全性が確認されています。

無登録農薬の販売および使用に関しては、重い処罰が科せられます（農薬取締法第17～19条）。

違反内容	罰則
販売に係る義務違反	3年以下の懲役（自然人） 100万円以下の罰金（自然人）、1億円以下の罰金（法人）
使用に係る義務違反	3年以下の懲役 100万円以下の罰金

3 有効期限切れ農薬の取扱い

農薬は品質の確保の観点から、最終有効年月がラベルに表示されています。有効期限を過ぎたものは、効果が十分得られなかったり、農作物や人畜に対して思わぬ被害を与

える可能性があります。有効期限については日頃から注意し、期限が切れたものは販売しないようにしてください。

4 適正な保管・管理など

事故や事件を防止するためにも、農薬の適正な保管・管理に努めなければなりません。

(1) 農薬の保管・管理について

- ・肥料その他の農業資材と区別して保管・管理する。
- ・毒物または劇物に該当するもの、防災上危険なものは、「毒物及び劇物取締法」および「消防法」に従い、適正に保管・管理する。
- ・特に保管上注意すべき事項については、農薬のラベルに記載されているので熟読する。

(2) 農薬の運搬・配達について

- ・毒物および劇物、危険物について、その運搬に関する基準が設けられている場合があるため、関係法令を確認する。
- ・破損や流出などに注意し、事故防止を図る。
- ・購入者に農薬を届ける際は、必ず責任のある人に手渡し、留守の場合は玄関先などに野積みしない。

万一、運搬中や保管中に事故や盗難などがあった場合は、速やかに警察署など関係機関に連絡し、危害防止に努めてください。

5 虚偽の宣伝等の禁止

農薬の販売にあたっては、有効成分の含有量や効果などについて虚偽の宣伝を行うことは禁じられています。また、農薬ではない農業用資材については、農薬の効果をうたって販売を行ってははいけません。

6 農薬でない除草剤の販売について

農薬取締法に基づく登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤は、農耕地で使用することはできません。このような除草剤の販売にあたっては、購入者が誤解するような販売方法は避ける必要があります。なお、農薬でない除草剤を農耕地で使用すると、登録農薬の使用に係る義務違反として、罰せられます。

(1) 除草剤の農薬登録の有無について

ジェネリック品※と呼ばれる格安の除草剤がありますが、これらは農薬登録を受けているものと、農薬登録を受けていない非農耕地専用のものがあります。

※：特許が切れた薬品で、安く製造販売されている商品。

(2) 農耕地では使用することができない旨の表示

- ・農薬でない非農耕地専用除草剤を販売する場合、販売者は店内の見やすい場所および商品の容器または包装に「この除草剤は農薬として使用することができない」旨の表示が必要となります。

農薬でない除草剤の表示義務について

農薬取締法の改正により、平成16年から農薬でない除草剤の販売にあたっての表示義務が定められました。

○農薬との混在陳列は避ける

他物質と農薬の販売場所は明確に分離してください。

○購入者の誤解を招くような表記は避ける

「○○農薬と効果は同等」、「○○農薬と同一成分で安い！！」など、登録農薬と同様であるかのような誤解を生じさせる表記は避け、購入者が誤って購入し、農耕地で使用するのしないようにしてください。

○購入者への説明

購入者に対して、農耕地では使用できない旨を説明してください。

7 特定農薬（特定防除資材）の販売について

改正農薬取締法では、新たに無登録農薬の製造や使用を禁止したため、農作物の防除に使用される薬剤や天敵で、その安全性が明らかなものまで農薬登録を義務づける過剰規制とならないよう、特定農薬（特定防除資材）という仕組みが作られました。

（1）特定農薬に該当する防除資材

以下の5種類の資材を防除目的で使用する場合は農薬として扱われ、販売にあっても一般農薬と同様の扱いが必要となります（農薬販売の届出、帳簿の記入など）。

- ・天敵（昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く）であって、使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの）
- ・重曹
- ・食酢
- ・次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る）
- ・エチレン

（2）特定農薬に該当しない資材

特定農薬の検討対象としないこととされた資材（アミノ酸、粉ミルク、酒類、食用植物油など）についても、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工、輸入、販売又は使用をしてはいけません。

（資材については、「平成26年3月28日付け25消安第5778号・環水大土発第1403283号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知」を参照のこと。）

第3 農薬の安全・適正使用について

農薬使用者には、農薬を安全かつ適正に使用する責務があります。また、農薬には、農薬使用基準が定められており、それに違反した場合には罰則が科せられることがあります。そのため、販売者も農薬使用者に課せられる責務を十分認識し、販売窓口においては農家など農薬の購入者に対して、その取り扱いについて適切に助言することが望まれます。

1 農薬使用者の責務

平成14年の農薬取締法改正により、農林水産省・環境省令として「農薬を使用する者が遵守すべき基準」（農薬使用基準）が定められ、違反した場合には罰則が科せられることとなりました。

農薬使用基準では、農薬の使用に関して次に掲げる責務を有すると規定されています。

- ・ 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- ・ 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- ・ 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ・ 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- ・ 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚染に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2 農薬を使用する者が遵守すべき基準（農薬使用基準）

農薬は、食品として利用される農作物に使用されるため、農作物に付着した農薬を摂取しても人の健康に影響がない量として、各作物ごとに農薬の残留基準が定められています。これを超えないためには、試験で確認された使用方法（使用作物、時期、濃度、回数）を守る必要があり、この使用方法は農薬の容器に貼り付けられたラベルや包装に記載されています。

（1）表示事項の厳守

食用及び飼料の用に供される農作物等に対して農薬を使用する場合、次の事項に違反すると、その使用者は罰則の対象となります（農薬取締法第12条3項）。

- ① その農薬に適用がない作物へは使用しないこと。
- ② 定められた使用量又は濃度を超えて使用しないこと。
- ③ 定められた使用時期（収穫前日数等）を守ること。
- ④ 定められた総使用回数以内で使用すること。

（農業、家庭菜園を問わず、全ての農薬使用者が対象）

(2) 農薬使用者の努力義務

以下の項目は、努力義務として定められています。

- ① 有効期限切れ農薬を使用しないこと。
- ② 農薬を使用した日や場所、作物、農薬の種類や量を記帳すること。
- ③ 航空散布や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにすること。
- ④ 水田で使用する農薬の止水期間を守ること。
- ⑤ 土壌くん蒸剤の被覆時期を守り揮散防止に努めること。

(3) 農薬使用計画書の提出

以下に該当する農薬使用者は、農薬使用計画を農林水産大臣に提出することが義務づけられています。

- ・ くん蒸による農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者は除く）
- ・ 航空機（無人ヘリ、ドローン等を含む）を用いた農薬使用者
- ・ ゴルフ場の農薬使用者

3 農薬の取扱い方法などの助言

農薬購入者に対して、防護衣やマスクなどの着用や農薬ごとに定められた使用方法の遵守、使用後の余った農薬の保管・管理を適切に行うよう、十分な注意喚起を行ってください。

(1) 使用目的・使用方法などの助言

農薬購入者がどのような目的（使用場所・対象作物など）で使用するのかが十分に把握し、それに応じた適切な農薬を販売することが重要です。購入者に対して適切な助言を行うためには、常日頃から販売する農薬の特性を十分に知っておくことが重要です。

(2) 販売時の注意点

- ・ 散布する作物に適用のない農薬を勧めたり、効果などについて過大な宣伝を行わないでください。
- ・ 農薬には水質の汚濁を生じる恐れが高いものや、カイコやミツバチなど有用昆虫に影響するものがあり、その使用場所が規制されているものがあります。

第4 農薬管理指導士とは

農薬使用管理責任者など、農薬の取り扱いについて指導的役割を果たすべき者のうち、一定の基準を満たす者を、各都道府県において「農薬管理指導士」として認定しています。岐阜県では、農薬販売者が農薬管理指導士の認定を取得することを勧めています。

1 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、以下に掲げる事項を中心に、他の農薬販売者、農家、ゴルフ場の農薬使用者などに指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進にあたることが求められています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 農薬の特性を踏まえた適正な使用② 農薬使用に伴う人畜に対する危被害防止及び環境の保全③ 農薬使用基準の厳守④ 農薬の適正な保管・管理⑤ 毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取り扱い及び安全使用⑥ 事故例が多いことなどから特に注意を必要とする農薬の安全使用⑦ 県が定めた指針などに基づいた病虫害・雑草の防除 |
|--|

2 農薬管理指導士の資質

農薬管理指導士は、農薬取締法など関係法規、農薬の特性、農薬の適正使用方法、病虫害・雑草の発生生態や防除に関することなど、農薬全般に対する十分な知識を有することが求められます。また、農作物などの安定的な生産に不可欠な農薬が、いかにしてその安全性が確保されているか理解したうえで、農薬の適正使用に関する認識を深めなければなりません。

第5 農薬を取り巻く情勢

農薬は、農作物など病害虫の防除において有効な手段ですが、それが周辺に飛散すると、人などに健康被害を及ぼすおそれがあります。また、平成18年より残留農薬基準のポジティブリスト制度が施行され、近隣作物への農薬飛散についても、これまで以上に注意を払う必要が出てきました。

農薬販売者も、農薬取り巻く昨今の情勢について、どのようなことが課題となっているか認識し、購入者に対して適切に助言していくことが望まれます。

1 新しい農薬残留基準制度について

(1) 残留農薬のポジティブリスト制度

農作物の残留農薬については、食品衛生法に基づき残留農薬基準が設定されています。平成18年5月29日から改正食品衛生法が施行され、その基準が大きく変わりました。

農薬と作物の残留基準の組み合わせ						
従来の基準			ポジティブリスト制度施行後			
	農薬 A	農薬 B	農薬 A	農薬 B	農薬 C	農薬 D
米	1.0	5.0	1.0	5.0	0.01	0.01
小麦	1.0		1.0	0.5	0.01	0.01
キャベツ	0.5	2.0	0.5	2.0	0.01	0.01
コマツナ	0.5		0.5	1.0	0.01	0.01
〇〇〇〇			0.01	0.01	0.01	0.01
△△△			0.01	0.01	0.01	0.01

(ppm)

(ppm)

(凡例) 基準なし 残留基準 暫定基準 一律基準

基準なし：新制度以前は、特定の組み合わせにしか基準がなかった。
 残留基準：新制度以前から基準のあったものは、そのまま移行したものが多い。
 暫定基準：国際基準等、参考にできる基準があるものは、当面それらを適用させた。順次見直し、残留基準値が設定される。
 一律基準：国内外に基準がないものは、一律に0.01ppmが適用された。

※ppm：100万分の1を基準とする割合の単位（100万分率）
 1ppm = 0.0001%

これまでは、残留農薬基準が設定された農薬と農作物の組み合わせのみについて、基準を超過した場合、その農作物の流通が禁止されていました。しかし、ポジティブリスト制度施行後は、全ての農薬と農作物の組み合わせについてその基準が設けられました。

(2) 農薬の残留基準値超過を防ぐには

農薬は、農薬使用基準に従い正しく使用すれば、残留農薬基準を超えて残留することはありません。しかし、近接ほ場で使用した農薬が周辺作物に飛散し付着した場合や、使用者の不注意などによりその基準値を超過する可能性があります。このため、農薬使用者は以下の点に十分注意を払う必要があります。

○農薬の飛散防止

(ア) 散布前

- ・ 病害虫や雑草の発生状況を十分把握し、農薬散布の必要性について事前に検討する。
- ・ 共同防除など広域で散布を実施する場合は、地域の作付けマップを作成し、予め散布除外ほ場や散布注意箇所を把握する。
- ・ 明らかに近接作物への飛散が懸念される場合は、事前に周辺栽培者との連携を図り、防除計画や収穫時期について連絡調整を行う。
- ・ 近接作物への飛散が懸念されるほ場では、その作物に農薬登録があるまたは残留農薬基準が高く設定されている農薬を選定する。
- ・ 粒剤など飛散しにくい剤型の使用が可能ならば、剤型を変更する。
- ・ 寒冷紗など遮蔽物の設置やドリフト低減ノズルの利用など、散布機の種類や条件、品目に応じて適切な飛散低減対策を検討する（低減効果や作物への付着量は、事前に感水紙で確認する）。

(イ) 散布時

- ・ 風の強さや風向きの変化に十分注意し、風が強い時（風速3 m以上）や風下に近接作物がある場合など、近接作物への飛散の恐れがある場合は、直ちに作業を中止する。
- ・ 適正な圧力で散布し、ほ場の境界ではノズルを内側に向けるなど、基本的な注意事項を厳守する。
- ・ 適正な散布量で散布する（散布した液が作物から滴り落ち始める程度）。
- ・ 目的とする作物にできる限り近くから正確に散布する。

(ウ) 散布後

- ・ 近接作物へ飛散した恐れがある場合は、直ちに栽培者に連絡を行うとともに、飛散を受けた作物の農薬登録や収穫日、出荷日について情報を収集し、必要な場合は残留農薬検査を受ける。
- ・ 農薬使用履歴は必ず記帳し保管する。

○ラベル記載事項の厳守（誤った使用方法は、農薬取締法にも違反します）

- ・ 必ず適用のある作物に使用する。作物グループ名が不明な場合は、必ず病害虫防除所や各地域の農業普及課等に確認する。
- ・ 定められた使用量または濃度を超えない。
- ・ 使用時期（収穫前日数）を厳守する。
- ・ 定められた総使用回数以内で使用する（有効成分ごとの回数）。
- ・ ラベルの記載事項に従うこと（散布方法など）。

○その他の注意事項

防除機の洗浄不足が原因で、次回の散布時にタンク内やホースに残った農薬が散布され、残留農薬基準を超過した事例があります。使用後は、タンク、ノズルやホース内に

残った薬液がないか確認し、丁寧に洗浄を行いましょ。また、後片づけが終わったら、直ちに手や防除衣を洗い、作物に不要な農薬が付着しないよう、十分に注意しましょ。

2 住宅地等における農薬使用について

近年、住宅地周辺等で使用された農薬の飛散が原因で、地域住民や子ども等が健康被害を訴える事例が多くなっています。

【国】平成25年4月26日 25消安第175号・環水大土発第1304261号

農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長通知

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。（以下略）

（1）農薬使用の回数と量の削減

（ア）病害虫や雑草の早期発見に努める

観察や見回りなどを行い、病害虫の早期発見に努めましょ。発見が遅れると、すでに病気や害虫、雑草が蔓延し防除が困難になります。また、期待された薬剤効果が得られない恐れがあります。

（イ）農薬のスケジュール散布をやめる

病害虫の発生や被害を確認しないまま定期的に農薬を散布する、いわゆるスケジュール散布は止めましょ。

（ウ）病害虫に強い作物や樹木、品種についての検討

作物や樹木は、その種類や品種によって病害虫の発生程度が大きく異なります。病害虫に強い作物や樹木、品種を選びましょ。

（エ）適切な土作りや施肥の実施

病害虫の発生は、ほ場環境や土壌条件の違いによりその発生程度は大きく異なります。ほ場の排水条件や肥料の投下量、土壌のpH条件などを適正に保ち、病害虫の発生しにくい栽培環境作りに努めましょ。

（オ）農薬以外の物理的防除を優先

特に公園等においては、害虫の捕殺や被害部位の除去などを優先し、やむを得ない場合のみ農薬による防除を行いましょ。また、住宅地周辺の農地や家庭菜園などにおいては、防虫網など物理的防除の活用を積極的に行いましょ。

(2) 農薬を使用する場合に守るべきこと

(ア) 飛散しない農薬の選択

誘殺、塗布、樹幹注入剤や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、必要最小限の散布に努めましょう。

(イ) 農薬の飛散防止に最大限配慮する

農薬の散布は、無風か風が弱いときに行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は、子ども等がいない早朝に散布を行うなど十分注意しましょう。また、散布に際しては、飛散の少ない剤型や飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないようにし、散布作業中は常に風向きやノズルの向き等に注意しましょう。

(ウ) ラベル記載された内容に従って使用

農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用する。また、散布に際しては、そのラベルに記載された使用方法および使用上の注意事項を守って使用しましょう。

(エ) 事前に十分な周知を行う

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民へ十分な周知を行いましょう。また、近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう

資料編

○ 農薬販売に関する事務取扱行政機関

○ 農薬販売の届出に係る様式

農薬販売届	様式第1号
農薬販売届（変更）	様式第1号の2
農薬販売届（廃止）	様式第1号の3
農薬販売添付書	様式第2号

○ 農薬受払帳の参考様式

農薬販売に関する事務取扱行政機関

- 1 病害虫防除所
事務内容 農薬取締法関係の事務を取り扱っている。
①農薬販売者の届出受理に関する事務
②農薬販売者の業務報告徴収に関する事務
③農薬販売者の指導取締（立入調査）に関する事務
④農薬販売者の研修会など指導に関する事務
- 2 保健所
事務内容 毒物及び劇物取締法関係の事務を取り扱っている。
①毒物劇物営業所の登録に関する事務
②毒物劇物営業所の報告徴収、指導取締に関する事務

3 所轄区域及び機関名

区域 \ 機関	保 健 所	病 害 虫 防 除 所
岐阜市	岐阜市保健所 TEL(058)252-7197 岐阜市都通 2-19	病害虫防除所（本所） 岐阜市又丸 729-1 農業技術センター内 TEL(058)239-3161（直） ※飛騨地域の届出も受け ます。
羽島市・各務原市・ 羽島郡	岐阜保健所 TEL(058)380-3003 各務原市那加不動丘 1-1	
本巣市・瑞穂市・ 山県市・本巣郡	岐阜保健所本巣・山県センター TEL(058)213-7268 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 6階	
大垣市・海津市・養老 郡・不破郡・安八郡	西濃保健所 TEL(0584)73-1111 大垣市江崎町 422-3	
揖斐郡	西濃保健所揖斐センター TEL(0585)23-1111 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	
関市・美濃市	関保健所 TEL(0575)33-4011 美濃市生櫛 1612-2	
郡上市	関保健所郡上センター TEL(0575)67-1111 郡上市八幡町初音 1727-2	
美濃加茂市・可児市・ 加茂郡・可児郡	可茂保健所 TEL(0574)25-3111 美濃加茂市古井町下古井 2610-1	
多治見市・瑞浪市・ 土岐市	東濃保健所 TEL(0572)23-1111 多治見市上野町 5-68-1	
中津川市・恵那市	恵那保健所 TEL(0573)26-1111 恵那市長島町正家後田 1067-71	
高山市・飛騨市・ 大野郡	飛騨保健所 TEL(0577)33-1111 高山市上岡本町 7-468	病害虫防除所飛騨支所 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 TEL(0577)33-1111（代）
下呂市	飛騨保健所下呂センター TEL(0576)52-3111 下呂市萩原町羽根 2605-1	

農薬販売届（新規）

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

郵便番号

電話番号（ ） ー

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地

販 売 所 名

郵便番号

電話番号（ ） ー

2 農薬販売開始年月日

令和 年 月 日

（日本工業規格A4）

- 「1 販売所の所在地及び名称」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。
- 様式第2号「農薬販売届添付書」を添付すること。

農薬販売届(変更)

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所 <変更前>

<変更後>

氏名 <変更前>

<変更後>

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号 () -

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地 <変更前>

<変更後>

販売所名 <変更前>

<変更後>

郵便番号

電話番号 () -

(農薬販売届出済証番号)

2 農薬販売を変更した年月日

令和 年 月 日

(日本工業規格 A 4)

- 「1 販売所の所在地及び名称」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。
- 様式第2号「農薬販売届添付書」の内容に変更がある場合は添付すること。
- 変更前の「農薬販売届出済証」を添付のこと。

農薬販売届（廃止）

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名）

郵便番号

電話番号（ ） ー

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止した販売所の所在地及び名称

販売所所在地

販 売 所 名

郵便番号

電話番号（ ） ー

（農薬販売届出済証番号）

2 農薬販売を廃止した年月日

令和 年 月 日

（日本工業規格 A 4）

1 廃止した「農薬販売届出済証」を添付のこと。

農薬販売届 添付書

申請者住所

申請者氏名

販売所名

1 業種区分

- | | | | |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| (1) 全農本部 | (2) 農協 | (3) 森林組合 | (4) 農薬卸売 |
| (5) 園芸店 | (6) 生花店 | (7) 薬局 | (8) 薬店 |
| (9) 薬品卸売 | (10) 種苗商 | (11) 肥料商 | (12) 植木店 |
| (13) スーパー | (14) ホームセンター | (15) その他() | |

2 農薬の保管管理の状態

(1) 倉庫の状態

- | | | |
|-------------------|--------|---------|
| ア. カギ | 有 | 無 |
| イ. 他物質との区別 | 区別している | 区別していない |
| ウ. 農薬専用保管庫 | 有 | 無 |
| (農薬専用保管庫がある場合) カギ | 有 | 無 |

(2) 店舗における陳列状態

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| ア. (ア) ケース内 カギ | 有 | 無 |
| (イ) スチール等の棚 | | |
| (ウ) その他() | | |
| イ. 食品との分離 | 分離している | 分離していない |

3 その他

- | | | |
|-------------------|---------|--------|
| (1) 卸売又は小売の別 | 卸売 | 小売 |
| (2) 毒物・劇物販売業登録 | 有 | 無 |
| (3) 販売農薬の種類 | 家庭園芸用のみ | 農業用を含む |
| (4) 土着天敵の増殖 | 有 | 無 |
| (5) 増殖された土着天敵の取扱い | 有 | 無 |

4 営業所所在地略図

N

(地図等のコピーも可)

(1) 農薬受払帳の例

必要な情報が管理できれば、様式・方法は問いません。ただし、農薬受払帳は、3年間の保存が義務づけられています（農薬取締法第10条）。

品目	スミチオン乳剤※1	規格	500ml	数量単位		コード	
----	-----------	----	-------	------	--	-----	--

月日	受入・払出先	受入数量	払出数量	残高※2	在庫数量	備考
9. 1	〇〇商会(株)	10		10		
. 5	売上		2	8		
. 10	売上		3	5		
10. 1	売上		1	4		
. 2	店内で使用 ※3		1	3		店内の園芸商品に使用
. 5	〇〇商会(株)	7		10		
11. 1					10	棚卸・倉庫保管

※1：農薬の種類・規格ごとに管理し、品目ごとに数量を把握できるようにする。

※2：品目ごとに残高数を帳簿上で管理し、実際の数量と照合する。

※3：帳簿の目的は数量管理であるため、店内での使用や無償譲渡した場合についても記録が必要。

(2) 水質汚濁性農薬の販売に関して

シマジン剤（除草剤）は、水質汚濁性農薬として指定されています。これらの農薬は譲渡先および譲渡数量を記録する必要があります。

品目	シマジン	規格	100g	数量単位		コード	
----	------	----	------	------	--	-----	--

月日	受入・払出先	受入数量	払出数量	残高	在庫数量	備考
9. 1	〇〇商会(株)	10		10		
. 5	岐阜太郎（売上）		2	8		岐阜市〇〇〇
. 10	大垣次郎（売上）		3	5		大垣市〇〇〇
10. 1	〇〇商会(株)	5		10		

毒物、劇物の譲渡書と同様に、購入者に記入してもらっても構いません（押印は必要ありません）。

(作成例)	シマジン譲受書
譲受年月日	令和 3 年 9 月 5 日
譲受人氏名	岐阜太郎
住所	岐阜市藪田南2-1-1
譲渡数量	4 袋 (400g)

(毒物、劇物の譲受書を流用してもよい)